

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第86号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第126号）

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）の流水の清潔保持に必要な流量の検討において、人口、製造品出荷額及び下水道の普及については将来を想定しているのに、水田面積については将来の増減を考慮せず平成13年度の実績を採用している理由に関する文書

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H19. 4. 2 公開請求 | (4) H19. 11. 21 諮問 |
| (2) H19. 5. 7 不存在決定 | (5) H22. 9. 3 答申 |
| (3) H19. 6. 15 異議申立て | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>本件異議申立ては、本件報告書の利水計画で将来の水田面積の増減を考慮しない根拠に関する文書の不存在決定に対して不服申立てしているものである。</p> <p>当審査会は、平成20年10月23日付け答申第52号において、本件報告書の「第Ⅲ編利水計画検討」の「2利水計画」に関して、農地面積の減少を見込んだかんがい対象地域の長期的な土地利用計画資料の不存在決定に対する異議申立てについて、「当該業務委託においては、計画目標年次におけるかんがい面積の増減を予測した土地利用計画を策定せず、農業用水取水量に係る水利権量の変更がないことを前提に、農業用水の需要量を予測していることが明記されている。」として、「不存在決定は不合理ではない。」と答申している。</p> <p>このように、異議申立てと答申は、いずれも河川整備計画策定にあたり、水田面積について将来予測を行わず、平成13年度時点の実績を使用したことの根拠に関するものであり、事実上同一の内容と考えられ、また、答申の時点と特段の事情の変化は認められない。</p> <p>したがって、実施機関が、本件公開請求に対応する公文書を不存在としたことは特段不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第号86号

答 申 書

平成22年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月2日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）の流水の清潔保持に必要な流量の検討において、人口、製造品出荷額及び下水道の普及については将来を想定しているのに、水田面積については将来の増減を考慮せず平成13年度の実績を採用している理由に関する文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年4月16日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成19年5月7日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

水質に関しては流域別下水道整備総合計画に基づき、現況・将来の評価を行っているが、水田面積については、ダム完成時の推定を行うことが困難であるため、公開請求に係る公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、質問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 下水道の整備は、都市化の進行による住宅地の増加に対応するもので、金沢市の場合水田の減少を伴うものである。したがって、都市化面積が予測できれば、水田面積の減少も予測できるはずで、個別の水田の宅地化は推定できなくても、下水道整備計画と同レベルでの水田の将来面積推定は容易である。
- (2) 流域別の下水道整備計画は、農用地の都市化を想定して立案されたものであり、金沢市の平野部における農業用水流域における都市化は同時に農用地の宅地化に対応するもので、下水道整備計画で都市化すると計画した場合は、同じだけ農用地が減少する。
- (3) 農地の将来計画が存在しなければ、河川整備計画は策定できないものである。石川県の農業部門においては、農業に関する将来計画を樹立しているはずであり、その予測が困難であるとは考えられない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書からみると、おおむね次のとおりである。

水質に関しては流域別下水道整備総合計画に基づき、現況・将来の評価を行っている。

かんがい用水の取水量については、耕作地の将来計画等定まった計画が存在せず、ダム完成時の推定を行うことが困難であるので、平成13年度時点でのかんがい面積に基づいて取水量を設定することを前提に業務委託を行っている。

したがって、本件公開請求に係る公文書は特に存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件報告書における「第III編利水計画検討」の「1 正常流量」の「1.5.3 『流水の清潔の保持』からの必要量」において、発生汚濁数量の将来予測を行っているが、「2 利水計画」の「2.4.1 かんがい用水」では、将来の水田面積の増減を考慮しなかったことの根拠に係る文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

本件異議申立ては、利水計画で将来の水田面積の増減を考慮しない根拠に関する文書の

不存在決定に対して不服申立てしているものである。

当審査会は、平成20年10月23日付け答申第52号において、本件報告書の「第III編利水計画検討」の「2利水計画」に関して、農地面積の減少を見込んだかんがい対象地域の長期的な土地利用計画資料の不存在決定に対する異議申立てについて、「当該業務委託においては、計画目標年次におけるかんがい面積の増減を予測した土地利用計画を策定せず、農業用水取水量に係る水利権量の変更がないことを前提に、農業用水の需要量を予測していることが明記されている。」として、「不存在決定は不合理ではない。」と答申している。

このように、異議申立てと答申は、いずれも河川整備計画策定にあたり、水田面積について将来予測を行わず、平成13年度時点の実績を使用したことの根拠に関するものであり、事実上同一の内容と考えられ、また、答申の時点と特段の事情の変化は認められない。

したがって、実施機関が、本件公開請求に対応する公文書を不存在としたことは特段不合理ではない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、河川整備計画策定のためには、将来の水田面積の増減を考慮したかんがい用水量を想定する必要があると主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場ではなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 19 年 11 月 21 日	○ 諮問を受けた。(諮問案件第 126 号)
平成 20 年 1 月 15 日	○ 実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 4 月 2 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 5 月 14 日 (第 195 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 22 年 5 月 28 日 (第 196 回審査会)	○ 事案の審議を行った。